

FAQ（よくあるご質問）

カテゴリー

『この補助金の概要』について

『採否（審査）』について

『申請』について

『申請可能件数』について

『他の補助金』を利用する場合について

『対象経費』について

『プロモーション動画』について

『申請内容の変更』について

『実績報告・確定検査』について

『その他』

『緊急事態宣言期間中の対応について』

『今般（令和3年4月23日事務連絡発出）の緊急事態措置期間における採択公演の取扱いについて』

『この補助金の概要』について

(1) J-LODlive2 補助金の実施期間を教えてください。

実施期間は2021年4月7日から2022年3月31日までとなっております。ただし、申請可能な公演日については、上記実施期間において、1か月ごとに定期的に更新しておりますので、申請の際は、申請する公演が申請可能な公演日か予めご確認ください。（公募要項4-6頁）
なお、期限前であっても補助金がなくなり次第、応募を終了させていただきます。

J-LODlive2 補助金のウェブサイトでは順次予算の消化率を公開、更新しておりますのでご参照ください。（<https://j-lodlive2.jp/>）

また、応募は原則、隔週金曜日に締め切っており、締切から2週間後の金曜日までに採否をご連絡しています。詳細は公募要項5項をご確認ください。

(2) J-LODlive2 補助金の事業内容を教えてください。

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を踏まえ、これにより公演を延期・中止した主催事業者に対して、今後実施するライブ公演の開催及びその収録映像を活用した、動画の制作・配信の費用の一部を補助します。（公募要項2項）

https://www.vipo.or.jp/u/J-LODlive2_youkou.pdf

『採否（審査）』について

(1) 申請する事業の採択・不採択は誰が決めているのでしょうか？

申請された事業（公演）は外部の有識者により構成された審査委員会により、申請された内容を総合的に審査され採否が決まります。（公募要項 49 項）

なお、審査委員会の開催日時、議事録、審査委員の名前、所属、連絡先等は開示しておりません。

『申請』について

(1) 中止・延期した公演と新たに申請する公演は同じ演目、もしくは同じアーティストのコンサートでないと申請できないのでしょうか。

新たに申請する公演が、中止・延期した公演と同じ内容である必要はありません。（公募要項 11 項）
ただし、中止・延期した公演も含めて本補助金の対象事業である必要があります。

(2) 同じ演目の公演を 1 日昼、夜 2 公演（2 ステージ）、3 日間で合計 6 公演（6 ステージ）を予定しています。この場合は何回申請すればよいのでしょうか。

1 公演（ステージ）、1 申請していただく事になっておりますので、合計 6 回申請していただくこととなります。（公募要項 15 項）

ただし、中止・延期した公演（ステージ）数に応じて申請可能であるため、上記の場合は中止・延期した公演数が 6 つある必要があります。

(3) 同じ会場と同じ演目を 10 公演（ステージ）行いますが、中止延期した公演が 7 公演しかありません。どのように申請したらよいのでしょうか。

中止・延期した公演（ステージ）数に応じて申請可能であるため、7 公演（ステージ）分の申請が可能です。

「収支計画書」には 10 公演の総費用をご記載ください。

書類の右下に出る 10 公演に按分された金額で 7 公演（7 ステージ）分、合計 7 回申請してください。

(4) 同じ演目（同じ内容の公演）を複数の会場で行います。その際「収支計画書」は、どのように記載すればよいのでしょうか。

収支計画書は、会場が違う場合は、会場毎に記載して頂く必要がございます。同じ演目でも会場が異なり、1 つの会場で 1 回しか公演を行わない場合は回数のところは 1 と記載しご応募ください。

（公募要項 42 項）

(5) 「収支計画書」は税込で記載するのでしょうか。税抜きで記載するのでしょうか。

「収支計画書」は税抜きでご記載ください。消費税は対象外経費（公募要項 21-23 項）になって

おりますのでご記載いただく場合は対象外経費の欄にご記載ください。

(6) 収支計画書別紙の明細書に記載する「単価×数量（係数）」とは何を書けばよいのでしょうか。

単価×数量（係数）とは、例えば、公演当日に運営スタッフとして 10 人のアルバイトを日給 20,000 円で雇う場合は、制作関係費（アルバイト 10 人×20,000 円×1日）合計 200,000 円というように費用の合理性の確認ができるように内訳をご記載ください。（公募要項 43 項）

(7) 「事前着手届出」はどのような時に提出したらよいのでしょうか。

交付決定日より前に発注されている経費がある場合にご提出いただく事により、対象経費として認められる可能性があります。（公募要項 24 項、46 項）

*注意 2020 年 2 月 1 日以降交付決定日前に発注していた対象経費、2020 年 1 月 31 日以前に発注していた会場費、権利使用料が対象となります。

「事前着手届出」は申請時にご提出いただいた以降、追加・変更が出来ません。

(8) 有観客の公演を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を鑑み、無観客の配信 公演に変更しました。この公演は中止・延期した公演と認められるでしょうか。

公演自体は形態を変えて行われているので中止・延期した公演にはなりません。

(9) 申請中の公演（案件）を取り下げたいのですがどうしたらよいのでしょうか。

L から始まる 7 桁の事業管理番号をご記載の上、support@j-lodlive2.jp のアドレスまで「取り下げ希望」の旨ご連絡ください。

(10) 交付決定を受けた後に、事業の「取り下げ」をおこないたい場合はどうしたらよいのでしょうか？

既に交付決定の通知を受領している場合は、受領した日から 10 日以内に、（様式 3）「補助金交付申請取下げ届出書」をご提出ください。（公募要項 51 項）

交付決定後 10 日を過ぎて「取り下げたい」場合は、（様式 5）間接補助事業事故報告書をご提出ください。（公募要項 52 項）

(11) 採択の連絡が隔週金曜日となっておりますが、採否の連絡がある日の公演は申請の対象になるのでしょうか。

対象になります。対象となる公演は、採否の連絡がいく隔週金曜（交付決定）日以降の公演であり、その日より前の公演は対象外となります。（公募要項 7 項）

(12) 自社で会場を持ち、自社のホームページでチケット販売しています。その際の「公演延期等確認

書」は誰に署名、捺印してもらえばよいのでしょうか。

「公演延期等確認書」は第 3 者に署名、捺印してもらう必要があります。

この場合は、出演予定だった出演者、もしくは出演者の所属事務所の責任担当者に署名、捺印を頂いた上で、出演予定だった公演の契約書や、覚書等をご提出ください。(公募要項 40 項)

(13) 隔週金曜日が応募締め切りとのことですが、何時までに申請しなければいけないのでしょうか。

隔週金曜日の 23:59 まで受け付けておりますが、締切日は回線が混み合う可能性がありますので、なるべく早い時間にご応募ください。

*注意 応募締切日の 24 時前のギリギリの時間は、回線が混み合っている場合、24 時を過ぎて翌日の受理となってしまう可能性があり、次回(2 週間後)の締め切りの対象となってしまいますのでお気を付けください。(公募要項 5 項)

(14) 共同体や、製作委員会、運営事務局として申請することは出来ないのでしょうか?

申請いただける主催者とは、日本の法令に基づいて設立された法人、もしくは地方自治法で定められた地方公共団体になります。

また、主催者とはチケットに記載されている主催者ではなく、主要な費用を負担してその公演のリスクを負っている法人を意味します。(公募要項 8 項)

(15) スポーツは対象事業に含まれますか。

対象に含まれません。本事業は、海外展開プロモーションを支援するのはコンテンツであり、具体的には、音楽や演劇をはじめとする文化芸術基本法第 8 条～第 11 条に定める文化芸術分野(スポーツは、同条に規定する文化芸術分野に含まれていない)の公演を対象に支援しております。(公募要項 10 項)

(16) 企業・団体の福利厚生として自社社員・会員の専用公演は対象になりますか。

対象になりません。観客のすべてが当該企業・団体の従業員等であり、当該企業等の福利厚生のための公演であり、日本発のコンテンツのプロモーションを目的とするものではないためです。(公募要項 11 項)

(17) 商業施設が主催となって、商業施設において歌手等を招請して実施する公演は対象になりますか。

対象になりません。会場が商業施設であり、商業施設への集客のための公演であり、日本発のコンテンツのプロモーションを目的とするものではないためです。(公募要項 11 項)

(18) 申請資格となる中止・延期公演がなくなり「採択案件確認リスト」を作成して新たに申請しよう

と思っておりますが、応募フォームの「中止・延期した公演の詳細情報」を入力する欄は、何を記載したら良いのでしょうか。また「採択案件確認リスト」はどこに添付すれば良いのでしょうか。

応募（申請）フォームの中止・延期した公演の詳細を記載する欄は、すべて「採択案件リストの通り」とご記載いただき、中止・延期した公演の日時については、入力日を選んでご申請ください。また、「採択案件確認リスト」は「公演延期等確認書」を添付する箇所に添付してください。

『申請可能件数』について

(1)3,000人以上の公演を新たに申請したいのですが、申請資格となる延期・中止公演について、3,000人以上の公演はすべて使い切ったためありませんが、3,000人未満の公演がまだ残っています。この場合、新たに追加申請することはできないのでしょうか。

新たに追加申請可能です。この場合、既に使い切った3,000人以上の延期・中止公演（※）の総数に20%を乗じた件数を上限に、新たに申請が可能です。その後、3,000人未満の延期・中止公演を全て使い切った場合は、3,000人未満の延期・中止公演の総数に20%を乗じた件数を上限に、新たに追加申請が可能です。

※2020年2月1日から2021年1月31日までに予定していた国内外の延期・中止公演のうち、J-LODlive1及びJ-LODlive2において、申請資格として採択されているものを指します。

(2) 申請資格となる延期・中止公演が残り8公演あり、次回10公演まとめて申請したいと思っております。2020年2月1日から2021年1月31日までの延期・中止公演の総数に20%を乗じた件数を使用して応募を検討しておりますが、その際は残り8公演を含めた数で20%分を算出して良いのでしょうか？

はい、構いません。ご申請の際は、「採択案件確認リスト」（公募要項17頁）も併せてご提出ください。※注意：未使用の当該8公演を申請資格とした公演が不採択になった場合、不採択となった公演は、20%分の算出基礎となる延期・中止公演の総数から引かれることとなりますのでご注意ください。

『他の補助金』を利用する場合について

(1)他の補助金の申請も考えています。J-LODlive2 補助金と併用して申請してもよいのでしょうか。

申請していただくことは可能ですが、同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金を二重に受けることは出来ません。

したがって、他の補助金・助成金を利用する場合は、費目や経費を明確に切り分けてご申請ください。（公募要項28 項）

『対象経費』について

(1) 公募要項の対象経費にない、経費（費目）は対象にならないのでしょうか？

補助金の対象となる経費は公募要項に記載されている経費のみになります。（公募要項 21-23 項）

(2) 中止・延期した公演の時にかかってしまったキャンセル料金、チケットの払い戻し手数料などは対象にならないのでしょうか。

この補助金は、新たに行われる公演に対する支援であるため、中止・延期した公演に関わる費用は対象になりません。

(3) タクシー代、新幹線、飛行機代、都内、市内等の交通費は対象になるのでしょうか。

出演関係費として対象になります。ただし、実績報告の際は支払ったことがわかる証憑の提出が必要となります。（利用者、区間、目的の記載がある証憑）

(4) チケット販売手数料が対象になっていますが、プレイガイドとは相殺契約を結んでいるため請求書と支払い証明がありません。そのような場合は対象経費にならないのでしょうか。

プレイガイドに支払うチケットの販売手数料は、プレイガイドが発行した「精算明細書」が請求と支払いに関する証拠書類となります。（公募要項 62 項）

なお、発注に関する証憑の提出も必要になる事がありますので、販売手数料率を取り決めた書類（契約書、提案書類、メール等）を必ず保管しておいてください。

(5) 公演のリハーサルの会場費は補助の対象経費になるのでしょうか。

「会場関係費」もしくは「制作関係費」として対象になります。（公募要項 21 項）

『プロモーション動画』について

(実施する公演の収録映像を海外に向けてプロモーションする配信映像)

(1) 制作した動画は、動画配信サイトにアップロードする前にチェックしてもらえるのでしょうか。

アップロードされる前のチェックは行なっておりません。

(2) 動画の提出はどのように行えばよいのでしょうか。

動画はファイルを提出するのではなく、補助金システムの実績報告画面より動画配信サイトにアップロードしたURL をご入力していただくことによりご提出頂けます。

(3) プロモーション動画に入れるロゴはどこにあるのでしょうか？

J-LODlive2 補助金システムの右上の、「公募要項・書類等」のタブをクリックするとその中にございますのでダウンロードしてご使用ください。（公募要項 13 項）

(4) プロモーション動画には何を入れればよいのでしょうか。

実際に行われた公演の映像をご使用いただくと同時に、「公演名・日時・場所の情報」と「ロゴマーク」をいれていただく必要があります。

なお、動画の長さは 5 分以上とし、実施した公演の収録映像が動画の過半数の時間を占める必要があります。(公募要項 12-14 項)

*注意 海外に向けてプロモーションしていただく動画になりますので実際に展開する国の公用語で、ご記載いただく必要があります。例えば北米で展開する場合は英語、など。

(5) 配信するプラットフォームは youtube でも大丈夫なのでしょうか。

動画は、展開先の国、地域の移住者が無料で視聴できる媒体であれば問題ないため、有料や限定公開でなければ youtube でも問題ありません。(公募要項 12 項)

(6) 「プロモーション動画」は日本で見れないプラットフォームでも問題はないのでしょうか。

展開先の国、地域の視聴者が無料で視聴できる媒体であれば問題ありません。

ただし、確定検査においては現地で配信されたことが確認できる映像のご提出も必要になります。

(公募要項 12項)

(7) 動画に入れるロゴは、PR で作るチラシや、広告にも入れる必要があるのでしょうか。

必要ありません。動画に入れていただくだけで構いません。

『申請内容の変更』について

(1) 関係者に新型コロナウイルス感染者が出てしまい公演を中止することになりました。どうしたらよいのでしょうか。

予定されていた公演が中止となってしまった場合は(様式 5)「間接補助事業事故報告書」をご提出ください。(公募要項 52 項)

なお、新たに中止・延期した公演(ステージ) 1 件に対して、再度 1 件の申請が可能です。(公募要項 18 項)

(2) 関係者に新型コロナウイルス感染者が出てしまい公演を延期することになりました。どうしたらよいのでしょうか。

申請時に予定した公演日より前に、延期する日程が決まっている場合は(様式 4-2)「事業計画変更届出書」をご提出いただく事により公演日程の変更をおこなうことが出来ます。

ただし、延期される公演の日程によって、(様式 4-2)「事業計画変更届出書」を提出できない場合

がありますので公募要項をご確認ください。(公募要項 54 項)

(3) 有観客の公演にて採択されましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、無観客公演に変更したいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

公演の態様が変わることになるため、申請時の予定した公演日より前に（様式 4-2）「事業計画変更届出書」をご提出ください。(公募要項 54 項)

*注意 有観客から無観客に変更される場合は「リアルタイムフル配信」を行なっていただくことが条件となります。(公募要項 11 項)

(4) 採択されたが追加の費用が発生することがわかった場合は、どのようにしたらよいのでしょうか。

採択された金額を増額したい場合は（様式 4）「事業計画変更承認申請書」をご提出いただくことにより増額が認められる場合があります。

ただし、増額に関する費用を発注する前に、（様式 4）「事業計画変更承認申請書」を提出していただき、審査委員会において承認される必要があります。

なお、承認の可否は審査委員会において、申請スケジュール（公募要項 5 項）にのっとして決定しているため、承認までには通常の申請と同様の日数を要します。(公募要項 53 項)

*注意 すでに発注している費用の増額は対象になりません。また事業計画変更届出書時に、既に予算が消化している場合は、事業変更届出書は受け付けられません。

(5) 「事前着手届出」の追加や変更をしたいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

「事前着手届出」は申請時にのみ受け付けている書類となりますので、内容の追加・変更は出来ません。(公募要項 24 項)

(6) 申請時に記載した「収益基盤の強化に資する」施策を 採択後に変更したい場合はどのようにしたら良いのでしょうか。

（様式4-2）「事業計画変更届出書」を下記アドレスまでメールでご提出下さい。

support@j-lodlive2.jp

なお、ご提出いただく際は、件名にLで始まる7桁の案件番号をご記載ください。

『実績報告・確定検査』について

(1) 実績報告とは何を報告することでしょうか。

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終えた後に、実施した事業についての「事業内容の報告」、「収支の報告」及び「動画の提出」を行なっていただく事です。(公募要項 57-64 項)

(2) いつまでに実績報告をしなければならないのでしょうか。

事業完了日までに、実績報告を行わなければいけません。事業完了日は、原則として、公演日から120日以内とします。(公募要項 4 項)

(3) 確定検査とは何を検査することでしょうか。

採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。

(4) 実績報告をしたが修正依頼に対応している間に事業完了日を過ぎてしまっても大丈夫でしょうか。

問題ありません。

(5) 事業完了日が土日の場合の提出期限はどうなるのでしょうか。

補助金システムは常に稼働しておりますので期限までに実績報告を行なってください。

(6) 補助金はいつ支払われるのでしょうか。

確定検査が終了し、事務局に必要書類と請求書をお送りいただき、事務局受領後にお支払いいたします。尚、毎月10日、20日、30日に締切(締切日必着)、それぞれ20日、30日、翌10日に振込みます。(公募要項 30項)

(7) 発注書・請求書・支払い証明のすべてを提出する必要はありますか。

請求書・支払い証明はすべてご提出いただく必要があります。発注書は提出の必要はありませんが、必ず保管しておいてください。後日確認する場合があります。(公募要項 66 項)

ただし、事前着手費用として認められた費用については発注書の提出が必要となります。(公募要項 59 項)

(8) 申請の時に「収支計画書」に記載した支払先が変更になってしまいました。変更になった支払先は認めもらえるのでしょうか。

必要書類(請求書、支払い証憑など)をご提出頂ければ認められる場合があります。

(9) 「収支報告書」の発注日とはいつの日付を記載したらよいのでしょうか。

お手元にある発注書に記載の発注日をご記載ください。ただし、賃料、権利使用料、水道光熱費など、長期契約を結び特に毎回発注しない費用については「一」をご入力ください。

『その他』

(1) (様式 1)「補助金交付申請書」の原本は、いつどのように提出すればよいのでしょうか。

(様式 1)「補助金交付申請書」の原本は確定検査終了後に(様式 7)(様式 8)それぞれの原本と一緒に郵送または、持参にて J-LODlive2 事務局までご提出いただくことになります。(公募要項 31 項)

(2)「公募要項」の改訂はどのようにして知ることが出来るのでしょうか。

「公募要項」が改訂される場合は、必ず J-LODlive2 ウェブサイトでお知らせをしております。また、事業者登録されている事業者の方にはメールにてご連絡しております。

(3)「委託」と「外注」の違いがわかりません。

「委託」は申請者が委託先に対して、事業の全部または一部の実務を依頼し、受託した者が業務を進めることになります。

「外注」は発注先に対して、明確な指示や仕様に基づいて発注を行い、発注先が申請者の指示にしたがって業務を進めることになります。(公募要項 61 項)

(4) 電話で直接問い合わせをしたいのですが、連絡先を教えてください。

事務局の電話番号は 03-6260-6023 になります。(受付時間：土日祝日を除く 10:00~17:00)

* 質問の内容によっては、誤解等を避けるために、メールに誘導する場合がございます。

また随時、オンラインで説明会や、個別の相談会も行なっておりますので参加をご検討ください。

<https://j-lodlive2.jp/orientation/>

(5) 来場者に新型コロナウイルス感染者が発生してしまった時はどうしたらよいのでしょうか。

採択された公演で新型コロナウイルス感染者が発生した際は実績報告時にその旨をあわせてご報告ください。

<緊急事態宣言期間中の対応について>

Q. 有観客かつリアルタイムフル配信で公演を行う予定でしたが、緊急事態宣言を考慮し、急遽、無観客のリアルタイムフル配信で公演を実施しました。公演日より前に(様式 4-2)事業計画変更届出書の提出ができなかったのですが、事後提出は認められますか。

A. 緊急事態宣言期間中に公演を実施予定の採択案件に限り、(様式 4-2)事業計画変更届出書の提出は事後も可能としますが、なるべく早く提出してください。

注意：現在は東京都および沖縄県のみ対応。

Q. 請求書のやりとりに通常よりも時間を要するため、事業完了日の変更を認めてもらえないでしょうか。

A. 緊急事態宣言が発出されている地域においては、緊急事態宣言を理由として、(様式 4-2) 事業計画変更届出書の提出により、事業完了日の変更が認められます。

注意：現在は東京都および沖縄県のみ対応。

Q. 緊急事態宣言が出た為、公演日を変更したいと思っておりますが、まだ日程の調整がつかず、変更届が提出できません。どうしたら良いのでしょうか。

A. 変更となる日程が決まり次第早急に(様式 4-2)「事業計画変更届出書」をご提出ください。ただし、公募要項 54 頁にある通り、公演の日時の変更は「変更届出ができる日」が決まっておりますので、1月1日以降の変更や、変更日となる日程が決まらない場合は、(様式 5)「間接補助事業事故報告書」をご提出の上、公演日が決まり次第改めてご申請ください。

注意：現在は東京都および沖縄県のみ対応。

< (令和3年4月23日事務連絡発出) の緊急事態措置期間における採択公演の取扱いについて >

Q. 4月25日から直ちに無観客化・延期等を実施すると多大な混乱が生じてしまう恐れがあるため、当初の予定通り有観客での開催を検討していますが、どのように対応すればよいのでしょうか。

A. 本事業(J-LODlive1, 2)に申請・採択されている案件のうち、緊急事態宣言期間中(4月25日~5月11日)に開催される公演を実施するにあたっては、無観客での開催が原則となりますが、無観客化・延期等を実施すると多大な混乱が生じてしまうために有観客で実施する必要がある場合には、該当の特定都道府県及び国に必ず相談してください。

Q. 相談先の「国」とはどこですか。

A. 演劇分野であれば文化庁、音楽分野であれば経済産業省にご相談ください。

Q. 観客への周知に要する時間が足りない等の多大な混乱が生じてしまう理由が例外的に認められ得る期間の目安とはいつまででしょうか。

A. 期間の目安としては、これまでの経過措置と同様に4日程度(4月27日の開催まで)となります。